

議案第 22 号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 10 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第 8 号)
の一部を次のように改正する。

第45条第 8 号中「次のイからクまでの」を「次に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に改め、「(同号ロ)を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。）」の次に「(保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。